

件名	愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主幹課	建築住宅課
根拠法令等	公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号） 公営住宅法施行令（昭和26年6月30日政令第240号） 公営住宅法施行規則（昭和26年7月21日建設省令第19号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 目的</p> <p>第7次地方分権一括法の施行により公営住宅法の一部が改正され、認知症である者等で収入申告等が困難である者と認める者については、従来、申告がない場合、近傍同種家賃を課していたところ、収入申告義務を免除し省令で定める方法により入居者の収入状況を職権調査することによって、収入に応じた応能応益家賃とすることができるようになったため、この法律改正に対応すべく、本県においても条例を改正するものである。</p> <p>また、公営住宅法の一部改正に伴う、同法施行令及び同法施行規則の一部改正により、条例の条文中に条ずれが生じていることから、これを改正するものである。</p> <p>2 改正内容</p> <p>認知症である者等である入居者が、条例第9条の2に規定する収入の申告が困難であると認める場合には、近傍同種家賃とすることなく、当該入居者の家賃を、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条に規定する方法により把握した入居者の収入に応じ、かつ近傍同種家賃以下で、家賃を定めることができるように改正する。（収入超過者に相当する場合も同じ）</p> <p>3 現状</p> <p>現在、県営住宅入居者で、認知症患者等で収入申告が困難である者が、近傍同種の住宅家賃を課されている事例はないが、単身高齢者等は増加傾向にあり、今後、認知症等により、社会的判断能力が低下し、周囲の協力等も得られず、収入申告が困難となる入居者の増加が予想される。</p> <p>また、収入申告がないことで、本来の収入水準を超える近傍同種の住宅家賃を課すことは、収入水準の低い入居者の生活の維持を著しく困難にする恐れもあり、家賃滞納により明渡請求に至る事態も想定される。</p>	
施行日	公布日施行
<p>【その他参考事項】</p>	